

令和8年度 定時評議員会 議事要旨

公益財団法人東京都歴史文化財団

- 1 日 時 令和8年6月25日（木）
午後3時から午後4時15分まで
- 2 場 所 東京都千代田区九段北四丁目1番28号九段ファーストプレイス5階
公益財団法人東京都歴史文化財団 5階大会議室
- 3 評議員現在数 13名
- 4 定 足 数 7名（評議員現在数の過半数）
- 5 出席評議員 12名
評 議 員 両 角 穰
評 議 員 西 崎 翔（WEB出席）
評 議 員 小 林 健 二（WEB出席）
評 議 員 清 野 恵 子（WEB出席）
評 議 員 鵜 崎 直 行
評 議 員 三 戸 安 弥
評 議 員 石 田 麻 子
評 議 員 伊 藤 淑 子
評 議 員 大 笹 吉 雄
評 議 員 樺 山 紘 一
評 議 員 竹 井 豊（WEB出席）
評 議 員 山 本 信一郎
- 6 出席理事 2名
理事長 二 宮 雅 也
副理事長 堤 雅 史
- 7 出席監事 2名
監 事 飯 塚 美紀子
監 事 延 與 桂
- 8 議 長 評 議 員 樺 山 紘 一

- 9 審 議 事 項 第一号議案 令和7年度事業実績及び決算について
 第二号議案 理事及び監事の選任について
 第三号議案 評議員の選任について

10 議事の経過及び結果

(1) 議長就任

午後3時開会。WEB 会議システムにより出席者の音声が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に、適時かつ明瞭に意見表明が互いにできる状態となっていることを確認した。定款第17条の規定に基づき、樺山評議員が出席評議員の互選により議長に就任した。

本会が定足数を満たし、評議員会として有効に成立していることの報告があった後、出席評議員全員の委任を受けて、議長が、定款第19条第2項の規定に基づき本会の議事録署名人に大笹評議員と竹井評議員を選任し、議事に入った。

(2) 第一号議案 令和7年度事業実績及び決算について

ア 議案説明

配付資料に基づき、総務部長が議案の説明を行った後、延與監事から監査報告が行われ、以下3点の報告があった。

- ・事業実績報告書の内容は、真実であると認める。
- ・理事の職務執行に関する不正な行為、または、法令もしくは定款に違反する重大な事実はないと認める。
- ・財務諸表については、法人の財産状態並びに正味財産増減の状況を正しく示していると認める。

イ 質疑応答

<評議員>

・利用料金や開館時間について、もう少し柔軟に対応できないかという発想のもと、いくつか伺う。都立文化施設では、展覧会や公演等で需要に大きな差があると思う。そうした中で、各館では色んなデータを取っていると思うが、曜日や時間、年齢別、あるいはこういったルートでチケットを確保したかや満足度などのデータをどのように収集、分析して、運営の改善に役立てているかについて伺いたい。

<総務部長>

・各館の利用実態については、各館別の年間来館者数に加え、展覧会別に来館者数の目標管理を行い、実績を踏まえた事業運営を行っている。また、各館で混雑状況を確認し、待ち動線の調整やSNSでの発信等を行うとともに、東京都美術館、庭園美術館では、混雑緩和の観点から日時指定予約制を採用している場合もある。さらに、各館において毎年度、顧客満足度調査を実施しており、来館者の性別や年齢などの属性や満足度、利用者からの声を把握した上で、調査結果を館の運営委員会等で共有し、館運営の改善に役立てている。

<評議員>

・財団では、多言語対応やアクセシビリティの向上等に取り組んでいると承知している。一方で、海外の文化施設を見ると、居住者向けや若者向けのサービスを行っており、例えばテート・モダンでは夜時間の延長なども行っている。あるいはルーブル美術館では、EU 以外の方からはお金を少し多めにいただいて、施設改善に役立てている。今後、客観データをもう少し詳細に分析をして、お客様の層や、どういう需要があるかについて対応できるような、開館時間や利用料金、あるいはサービスも柔軟に多様化させる必要があるのではないかと考えており、財団の考えを伺います。

<総務部長>

・都立文化施設の利用料金は、条例に定める上限額の範囲内で、予め知事の承認を得て、指定管理者が定めることとなっており、開館時間は、都の施行規則により定められている。需要や客層に応じた料金設定を行う場合、実際の運用の上で様々な課題が想定されるため、慎重な検討が必要である。そうした中でも、都立文化施設では Welcome Youth 2026 において、18 歳以下の方は対象の展覧会を無料としたほか、一部施設において毎月第3水曜日は65歳以上の方の観覧料等を無料とするシルバーデーを実施している。そのような形で条例等の範囲内で都と連携して、今後も需要や社会状況を踏まえながら取組を進めていく。

<評議員>

・今、制度の上の課題について言及していただいた。条例によって上限の価格設定がされていたり、規則によって開館時間が決まっているということで、指定管理の協定であったり、料金の承認手続きについても色々大変なこともあるかと思う。柔軟に対応ができ難いところもあると思うが、そういった課題があれば、都側にも制度自体を少し改善していってもらうような要望をしていただき、多様なサービスにより利用者のニーズに合わせて、そこで仮に少し収益が上がれば、若い人や色んな層に対するサービスの充実ということに繋げていっていただきたいと思うがいかがか。

<総務部長>

・条例や規則、指定管理に係る各種規程の運用については、館の状況等を東京都と密に情報共有しながら、開館時間の延長や夜間開館の実施など必要な対応を行っている。今後も、来館されるお客様の声などを踏まえた課題を東京都に伝えたいと、条例などの各制度との整合性についても東京都と協議しながら、来館されるお客様に快適にご利用いただけるよう、指定管理者として適切に運営してまいりたい。

<評議員>

・現代美術館の観覧者数が前年 758,066 人から 398,392 人へと、約36万人減少しており、組織目標の 430,000 人に届かなかったと拝見している。事業実績では「岡崎乾二郎 而今而後 ジコンジゴ」展や「開館30周年記念展 日常のコレオ」展、「ソル・ルウィッ

ト」展など多彩な展覧会を開催されたと記載されているが、結果としての観覧者数の動きについて、現時点でのご分析を伺いたい。併せて、令和8年度以降の改善の考えについても伺いたい。

<総務部長>

・現代美術館においては、事業の企画立案にあたり、美術館独自の調査研究の成果を活かすとともに、外部の有識者による意見を反映しながら、企画の価値をより向上させるプロセスを踏んでいる。観覧者数については、令和5年度は「クリスチャン・ディオール」展と「デイヴィッド・ホックニー」展、令和6年度は「坂本龍一」展が予想を大きく上回る観覧者数となったため、令和7年度は年度比でみると減少している。また開館30周年となる令和7年度の企画選定では、これからの30年の現代美術に目を向け、さらなる課題と展望を示す企画を並べた。「岡崎乾二郎 而今而後 ジコンジゴ」展では、作家が芸術選奨 文部科学大臣賞を受賞するなど企画が高く評価されたとともに、アンケートによる内容の満足度は目標を上回った。また、多くのお客様をお迎えする場合には、鑑賞環境の確保も重要です。平面作品か立体作品かにより会場の施工も異なり、一度に入場できる来場者数も変化することから、展覧会の内容や特徴に応じた対応に努めているところである。令和8年度以降も、集客力のある魅力的な展覧会と、質の高い現代美術の展覧会のバランスを取りながら、現代美術の魅力を発信していく。

<評議員>

・「クリスチャン・ディオール」展、「デイヴィッド・ホックニー」展、「坂本龍一」展といずれも予想を大きく上回る集客となり、特殊な年度であったと承知している。また、令和7年度の企画が開館30周年として、中長期的な視点に立って構成されたものであったことがよく理解できた。会期設定についても、更なる工夫が必要であったとの率直な認識を示していただき、感謝申し上げる。また、ご指摘のとおり、鑑賞環境の確保と集客の両立は非常に難しい課題であると認識しているが、令和8年度は、既に開催中の「エリック・カール」展の来場者数が10万人を超えるなど、好調な滑り出しとなっているとの報告をいただき、心強く感じている。引き続き、集客力のある展覧会と質の高い現代美術展とのバランスをどのように図っていくのか、今後の取組に注目していきたい。

・続いて、アーツカウンシル東京の事業に関して伺う。本年 2026 年は障害者権利条約の国連採択から20年間、障害者自立支援法の施行から20年という福祉の歴史において節目の年である。文化アクセシビリティの向上は、障害のある方々の文化的権利の保障に直結する重要なテーマである。

・そこで、アクセシビリティ向上の機運醸成キャンペーン及び東京芸術文化鑑賞サポート助成の助成枠拡充について伺う。令和7年度に助成された事業の例や、助成を受けた事業の利用者からの反応など、現時点で把握されている内容を伺いたい。

<総務部長>

・「東京芸術文化鑑賞サポート助成」は、申請団体が主催する講演や展覧会の鑑賞体験、イベントやプログラムの参加体験を豊かにするための環境整備に係る経費を対象としている。令和7年度は、世界陸上・デフリンピック両大会を契機に、鑑賞サポートの一層の普及を図るため、「2025 機運醸成枠」を新設し助成を拡充した。主に音声ガイドや字幕、手話通訳、舞台等の事前説明会などに係る経費について、延べ103団体に対して助成を行った。申請団体からは、利用者からの声として、例えば「観劇後の感想や理解度がより楽しく深まった」「開演前の事前説明会により、公演中はより一層、舞台上のどこでどの役者が動いているかが分かり、楽しみが倍増した」といったコメントをいただいたと聞いている。

<評議員>

・財団が既に取り組まれているこうした専門的な取組については、私自身も様々な機会や会議の場を通じて積極的にPRしてまいりたい。引き続き、当事者や現場の声を生かしながら、制度の更なる発展していただきたい。

・続いて、前回の評議会で「検討する」との回答をいただいた事項について、その後の進捗を伺う。いずれも東京都美術館の運営に関する質問である。一つめとして、前回、土日が設営日に当たってしまうことで集客のピークを逃しているのではないかという論点を提起させていただき、曜日ベースの貸出サイクルへの見直しについて「ご意見も参考にさせていただきながら、関係を適切に行ってまいりたい」との回答をいただいた。その後、利用者団体・公募団体等とのご相談の状況や、検討の進捗があれば、現時点での取組をお聞かせいただきたい。

<総務部長>

・曜日ベースの貸出サイクルへの見直しについては、施設利用の実態や利用者への影響について検討をしているところである。現在、当館を利用されている公募団体の多くは、現行の日にちベースのサイクルを前提として、事業計画や会場確保を行っている。そのため、貸出方法を変更した場合、既に定着している利用計画や運営に少なからぬ影響や混乱が生じることが想定される。一方で、ご指摘いただいた「土日が設営日に当たることによる集客機会への影響」については課題認識を共有しており、今後も利用状況や利用者ニーズを把握しながら次回の割当に向けて検討を継続していく。

<評議員>

・既に定着している利用計画や、利用者団体が長年慣れ親しんできた貸出サイクルを急に変更することは難しい面もあると考える。そのため、このような丁寧なプロセスを踏みながら、利用者数の確保と施設効用の最大化の両立を図る形で検討を進めていただきたい。

・二つ目として、前回、出展者の方による動画撮影・SNS発信が一律に制限されている現状について、文化振興の観点から見直しの検討を提起させていただき、「著作権の配慮や来館者のプライバシー保護、運営上の安全確保等の課題を踏まえつつ、他館の事例等

も参考にしながら、何ができるか検討してまいりたい」との回答をいただいた。その後、他館の事例調査の進捗状況や、現時点で出てきた論点・方向性につきまして、差し支えない範囲でお聞かせいただきたい。

<総務部長>

・ご質問のあった出展者の方による動画撮影・SNS 発信の取扱いについては、他館の運用事例等についても情報収集を行っている。多くの施設において、来館者のプライバシー保護や肖像権への配慮を重要な課題として捉えており、特に、動画撮影については一定の制限を設けている事例が見受けられた。不特定多数の来館者がある公募展では、意図せず来館者が映り込むことによるトラブル防止の観点から、慎重な運用が行われている状況を確認している。文化振興や情報発信の促進は重要であると認識しているが、一方で来館者のプライバシー保護や安全・安心な利用環境の確保は施設運営上不可欠な要素であることから、現時点では現行の運用を継続している。今後については、他館における運用の変化や技術的な対応策の動向なども注視しながら、文化振興と来館者保護の両立の観点から、引き続き検討していく。

<評議員>

・来館者のプライバシー保護や肖像権の配慮の観点から、慎重な運用が必要となるということを理解した上で申し上げる。デジタル発信は若手作家や新規のファンの獲得に繋がる重要な手段でもある。例えば、作品のみを撮影対象とする運用や、通常のテレビ局の撮影と同様に、撮影可能なエリアや時間帯を限定するなどの方法も考えられる。こうした対応により、来館者の保護とデジタル発信を両立する運用も可能であると考えため、引き続き他施設の事例も踏まえ検討いただきたい。

<評議員>

・都民芸術フェスティバルが廃止となった結果として、もう一度復活してほしいという声があったか、あるいはその代わりに東京舞台芸術祭を充実させるという話だったが、その結果どういう反響があったかについてお聞かせいただきたい。

<東京芸術劇場副館長>

・都民芸術フェスティバルは東京芸術劇場で担当してきている。今年度から再構築されたが、なくなっているわけではなく、都民芸術フェスティバルで行っていたことが色々な形で引き継がれている。都民音楽フェスティバルとして残っているものと、伝統文化については江戸東京伝統芸能祭に移っており、現代演劇、現代舞踊の分野に関しては、東京舞台芸術祭として引き継いで公募などを行っており、これまで以上に支援をしている。

<評議員>

・東京文化会館が老朽化による改修工事のために3年間の休館に入った。そのような中、首都圏では、神奈川県民ホールが昨年春から改修のため休館しているほか、Bunkamura

オーチャードホールも来年1月に休館するなど、改修時期が重なっている。大ホールの休館により、これまで東京文化会館を本拠地としてきた、都内のオペラ、バレエなどの劇団やオーケストラが公演回数を減らさざるを得ない深刻な活動の縮小の危機にあると各団体からも発信されている。都としても、休館予定の発表前から、利用団体にお知らせを行い、ご意見を伺うとともに、国に対して新国立劇場の活用を要望するなど、芸術団体の公演機会の確保に向けて調整を行っているとお聞きしている。財団でも、こうした状況や利用団体の声をお聞きになっていると思われるが、どのような声が寄せられているのかお聞かせ願いたい。また、このような事態においては、文化振興の観点から通常以上の支援が求められている状況である。財団としてどのようなことを行っているのかお聞きたい。

<総務部長>

・利用団体からの声として、東京都に寄せられているものと同様の声が東京文化会館にも寄せられている。また、財団としての取組として、工事に関しては東京都が施工するものであり、当財団の立場において、答えるべきことではないと考えるが、代替ホールとして、当財団が所掌する東京芸術劇場を当財団が案内することは可能である。ただし、優先確保ではないため、利用希望者から芸術劇場に申込があった際は、館の選定基準に基づき選定を行う。

<評議員>

・お答えの通り、代替施設の情報提供といった活動の場を保障する取り組みは是非引き続きお願いしたい。また10年前にも、改修や閉館が同じように重なり、劇場不足の問題が起きた。東京の音楽、演劇、歌劇、舞踊等の芸術文化の振興を担い、管理する立場として、劇場に限らず各施設の改修などについては十分に目配りをして進めていただきたい。

・続いて、先ほど改修工事に関しては東京都が施工するものであるとの回答だったが、東京都が施工する館の大規模改修に対して、財団は指定管理者としてどのように連携協力をされているのか伺いたい。

<総務部長>

・指定管理者として、利用されるお客様や施設利用の方からの日々の声と、各館の運営上で必要な設備の改善要望を都に伝えることで、連携を図っているところである。

<評議員>

・よく声を聞いていただいているが、東京文化会館に限って申し上げると、5階まで客席があるのに、高齢者や障害者にとって不可欠なエレベーターが設置されていないことから、設置を求める声が寄せられている。これについては建物の構造上、設置は難しいとお聞きしている。一方で、障害を持つ方が関わる公演あるいは障害を持つ方を含めて誰もが一緒に楽しめる舞台芸術公演などは、近年様々な取組がされているという報告もいただいている。是非、東京文化会館に限らず、各施設でも誰もが快適に鑑賞ができる

ようバリアフリー化や、ユニバーサルデザインに基づいた施設整備を利用者の声を今後とも積極的に聞きながら連携して進めていただきたい。

<評議員>

・今の話の流れで一つだけ要望として、財団側ではなく都に申し上げたい。昨日、他の県で県内の施設の施設更新、改修のための費用の確保を計画的に行っているというお話を事例として伺った。これだけ多くのあの施設を持っている都なので、それに関しての目配りは不可欠である。そういったことを費用がどれだけ確保できたからこまではやりますということにならざるを得ないところがあるとは思いますが、そうではなくて、ここまでは絶対やはり必要だからこの期間はこうします、ということをや5年、10年先まで見通して行政の側で担保していただきたい。そういった長期的な視点で文化行政を担っていただきたい。それを要望として申し上げたい。今度、文化会館が3年間に渡り休館するということは、音楽家にとって大変大きな課題というか、生き死にに関わるぐらい大変な状況になっているが、その分東京芸術劇場さんに負担がかなりかかるということも出てくると思うし、2028年には、みなとみらいホール、ミューザ川崎が休館し、それから神奈川県民ホールは既に休館している。オーチャードホールもいつまでかかるかわからない休館に入っているということで、大変な状況になる。オーケストラの定期演奏会が減るのではないかという状況がある中で、東京文化会館の改修が3年間で終わり、おそらく10年後にまた何かの課題が出てきて、ということがどんどん出てくると思う。そういったことも見越しながら、計画的な改修、予算確保、それから期間設定をお願いしたい。これは利用者側というか観客としての希望である。

<総務部長>

・東京都と情報共有してまいりたい。

ウ 議決

議長が採決を求めたところ、第一号議案は全会一致をもって原案どおり承認された。

(3) 第二号議案 理事及び監事の選任について

ア 議案説明

配付資料に基づき、総務部長から理事及び監事の任期満了に伴い、新たに10名の理事と2名の監事を選任することについて説明を行った。

現理事10名と監事2名を引き続き理事及び監事に選任することが説明された。

また、選任される理事の任期は令和10年6月開催予定の定時評議員会の終結の時まで、監事の任期は令和12年6月開催予定の定時評議員会の終結の時までとなることが説明された。

説明終了後、質疑は特になかった。

イ 議決

議長が採決の方法について、定款第18条第3項に基づき、選任する理事及び監事ごと

に行う必要があると説明し、採決を行ったところ、候補者全員が全会一致をもって原案どおり選任された。

(4) 第三号議案 評議員の選任について

ア 議案説明

配付資料に基づき、総務部長から評議員の任期満了に伴い、新たに13名の評議員を選任することについて説明を行った。

現評議員13名を引き続き評議員として選任すること、採決時には、自身の採決には加わることができないことが説明された。

また、選任される評議員の任期は令和12年6月開催予定の定時評議員会の終結の時までとなることが説明された。

イ 議決

議長が採決の方法について、定款第18条第3項に基づき、選任する評議員ごとに行う必要があると説明し、採決を行ったところ、候補者全員が全会一致をもって原案どおり選任された。

(5) 書面理事会の開催について

総務部長より、本日選任した10名の新理事の中から、理事長と副理事長を書面による臨時理事会を経て選定することについて報告を行った。報告終了後、質疑はなかった。

(6) その他（財団の運営全体に対する質問・意見等）

<評議員>

・質問ではなくコメントであるが、第1号議案に関連して、別冊の事業報告書がある。公益認定法の改正により、今回から新しく記載しなければならない事項が二つ求められることになったが、その記載内容が非常に優れているため報告する。

・具体的には、7ページの「公益目的事業の実施状況」と24ページの「運営体制の充実を図るための取組」である。この「運営体制の充実を図るための取組」は多くの公益法人にとって記載が難しい部分であるが、当財団の書きぶりについて感心した内容は委員会の活用についてである。書かれている内容は、外部有識者を含む運営委員会、外部評価委員会、それからコンプライアンス委員会を設置しており、こういった委員会を財団経営に生かしているという点。それから、「4 社会的課題の解決に向けた事業の効果に係る定性的・定量的測定」というところで、社会的インパクト評価を測定するような動きが少しずつ出ているが、その取組に関する記述がある。

・公益法人の自主的・自立的なガバナンスの取組として、好事例で模範になるような記載なので、是非、評議員の先生方も、他の公益法人を見るときに、この財団の事業報告書の記載と照らし合わせながら見ていただけるとありがたい。事務局の皆さんは本当に立派だと思う。

以上により、定時評議員会の議事をすべて終了し、午後4時15分閉会した。